

令和4年度みやこ町会計年度任用職員を募集します

○各課共通項目

任用期間	令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金） ※条件付採用期間があります。 ※任用の更新は行いません。
申込期間	令和4年1月4日（火）～21日（金） （㊦㊧㊨は受け付けていません。） ※図書館・博物館については休館日が異なりますのでご注意ください。
提出書類	みやこ町会計年度任用職員任用申込書
申込方法	「みやこ町会計年度任用職員任用申込書」に必要事項を自筆で記入のうえ、それぞれ担当課に提出してください。（郵送可。ただし1月21日㊩必着。不備がある場合、受付できないことがあります。） ※申込は1人1件とし、複数の申込はできません。 ※申込書は、総務課人事係に用意しています。また、みやこ町ホームページからダウンロードすることもできます。
受験資格	地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する人は受験できません。 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 みやこ町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 3 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
面接等	面接や日時などは各担当課から申込者に連絡します。（応募多数の場合は、書類による選考を行う場合があります。）
勤務場所	特記事項がない場合はみやこ町役場（勝山）
休日	週休日 ㊦㊧ 休日 国民の祝日及および年末年始（12月29日から1月3日） ※ただし、各募集要件に「シフト制」「休日勤務有」となっている場合はこの限りではありません。また、各施設の開所日により休日は変更になる場合があります。
諸手当	条例・規則等の定めるところにより一定の条件のもと通勤手当・期末手当・退職手当・時間外勤務手当等を支給します

労災保険	地方公務員災害補償基金、労働災害補償保険または町の公務災害補償制度のいずれか（勤務する所属等で異なります）が適用されます。
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒の各規程が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限）
給与等支給日	月額で支給される職：毎月 22 日 日額又は時給で支給される職：翌月 22 日 期末手当：年 2 回（6 月・12 月）
その他	会計年度任用職員から正規職員への登用制度はありません。 給与・報酬額については、給与改定により、採用時に変更されることがあります。

※詳しい内容は、募集している担当部署へ直接お問い合わせください。

○募集に関する項目

- ①主な業務内容
- ②応募資格：パソコン操作（ワード・エクセル）、普通自動車運転免許（AT 限定可）
- ③給与等
- ④手当等：期末手当有、通勤手当有、退職手当有
- ⑤週の勤務日数（通常は月曜日～金曜日勤務）
- ⑥勤務時間（週単位の労働時間）：基本 8 時 30 分～17 時（休憩 45 分）
【例】基本（週 38 時間 45 分）
- ⑦保険加入の有無：厚生年金有、健康保険有、雇用保険有
- ⑧その他特記事項（勤務場所、勤務日、時間外勤務等）